

ねんきんコーナー

20歳になられる方への国民年金制度や保険料の手続きについてのご案内動画について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。

日本年金機構では、初めて年金制度に加入する20歳になられた方へ、国民年金制度を理解していただくために、国民年金の大切さやメリット、手続きなどを分かりやすく表現した動画を作成しています。次のURLもしくはQRコードから視聴できますので、ぜひご覧ください。<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



日本年金機構
ホームページ

「出張年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、事前予約が必要で、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時 1月15日(木) 午前10時～正午、午後1時～午後3時

◆場所 佐賀支所

◆予約 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

i 印鑑登録証明書の交付について

◆性別表記を廃止します

これまで「印鑑登録証明書」には、登録印影のほか、氏名・住所・生年月日・性別を表記し交付していましたが、令和8年1月1日発行分から印鑑登録証明書の性別欄を廃止します。現在お持ちの印鑑登録証はそのままご利用いただけます。

◆マイナンバーカードでご自身の印鑑登録証明書が取得できます

町では、全国のコンビニエンスストア(ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン)でマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書、住民票が取得できます。なお、令和8年1月1日より印鑑登録をしている本人がマイナンバーカードを役場窓口に持て来られた場合に限り、「利用者証明書用電子証明書」の暗証番号(4桁)を入力し本人確認できれば、印鑑登録証を持参しなくても交付することができるようになります。なお、これまでどおり、印鑑登録証もご利用いただけます。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

i 確定申告はスマホとマイナポータル連携でもっと便利に!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、申告書などの作成・e-Taxによる送信ができます。また、マイナポータルと連携すれば、控除証明書などのデータを一括で取得し、申告書の該当項目へ自動入力することができます。「確定申告書等作成コーナー」を利用した入力方法やマイナポータル連携については、動画(YouTube「国税庁動画チャンネル」)で紹介しています。

※税務署窓口での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

なお、令和7年分の所得税などの確定申告の相談は、2月16日(月)からです。

○お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135



国税庁
ホームページ



国税庁
Youtube